

## 公立大学法人旭川市立大学の業務実績評価に関する基本方針(案)

令和5年度第2回評価委員会時点

## 1 公立大学法人旭川市立大学の業務実績評価に関する基本方針策定の目的

本基本方針は、旭川市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人旭川市立大学（以下「法人」という。）の業務実績評価（以下「評価」という。）を実施するに当たっての基本的な考え方や評価の方向性等を定めるために策定するものである。

## 2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、法人の教育研究の特性や運営の自主性、自立性に配慮して行うものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の組織・業務運営等に関して総合的に行うものとする。
- (3) 評価は、法人の取組において改善すべき点等を明らかにすることにより、法人の組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討など運営の質的向上に資するものとする。
- (4) 評価は、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況や成果を示し、市民等への説明責任を果たすものとする。
- (5) 評価は、その方法について必要に応じて工夫・改善した上で行うものとする。

## 3 評価の種類

評価委員会は、次の評価を行う。

- (1) 下記(2)及び(3)に掲げる事業年度以外の各事業年度における業務の実績
- (2) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- (3) 中期目標の期間の最後の事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

## 4 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行う。
- (2) 評価は、「項目評価」と「総合評価」により行う。
  - ア 項目評価は、中期目標・中期計画に定められた各項目の状況について確認し行う。
  - イ 総合評価は、項目評価の結果を踏まえ、中期目標・中期計画全体について総合的に行う。
- (3) 評価は、透明性・正確性を確保するために、法人に意見を申し立てる機会を設けた上で決定する。
- (4) 評価は、具体的な方法について別途定めた上で行う。

## 5 評価を受ける法人が留意すべき事項

評価委員会における基本方針は上記のとおりであるが、評価を受ける法人が留意すべき事項は以下のとおりである。

- (1) 法人は、自己点検・評価の結果や自己改善等の方法等について、市民の視点に立って、分かりやすい説明を行うよう留意する。
- (2) 法人は、目標の達成に向け、組織内の責任の所在を明確にし、自己点検・評価の実施体制を確立する。

## 6 その他

本基本方針は、必要に応じて、評価委員会に諮った上で見直しを行う。